

### 消防本部からのお知らせ

●住宅用火災警報器は定期的に点検・交換を

「じや」というときに正常に作動するよう、日頃から住宅用火災警報器の点検や手入れをしましょう。

また、設置が義務付けられてから10年以上が経過しています。警報器が古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感じなくなることもあるため、10年を目安に交換しましょう。交換の際は、1台が感知すると設置した全ての警報器が一斉

に知らせる連動型のもをお勧めします。

問(市)消防本部 予防課

☎89-0171



▲詳細は消防庁ホームページで確認してください

●三木市消防大会

4月3日(日)に開催予定の三木市消防大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大会の規模を縮小し、関係者のみで実施します。

問(市)消防本部 総務課

☎89-0170

### 下水道課からのお知らせ

問(市)下水道課

●下水道の供用開始区域を拡大  
本町2丁目、久留美、志染町吉田、志染町中自由が丘2丁目、吉川町稲田、吉川町大畑の各一部の地域で、新たに下水道の供用を開始します。

また、農業集落排水区域の未接続家庭も農業集落排水への接続をお願いします。

●下水道への接続のお願い

供用開始区域で、浄化槽や汲み取りのトイレを使用している家庭は、し尿と生活排水を公共下水道に放流できるよう、すみやかに排水設備工事の実施をお願いします。

●下水道のつまり受付専用ダイヤル  
☎86-2074

公共下水道、農業集落排水地域の家庭で排水管が詰まったら、利用してください。  
ただし、宅地内の排水管つまりが生じた場合は、個人負担が発生します。

### 春の全国交通安全運動を実施 4月6日～15日

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることに、交通事故防止の徹底を図るため、春の全国交通安全運動を実施します。



▼運動の重点

- ・子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

問(市)生活環境課

### 愛犬との散歩はマナーを守って

みんなが気持ちよく暮らすためには、周囲への気配りが大切です。

▼散歩道を汚さない

排泄は可能な限り、自宅で済ませましょう。外で排泄する場合は、フンは飼い主が家に持ち帰り、尿は水で流しましょう。

▼必ずリードをつなぐ

放し飼いにせず、飼い主が犬を制御できる長さのリードをつなぎましょう。

問(市)生活環境課



## 三木警察署だより ☎82-0110

### ひょうご防犯ネットに登録して危険を察知!

「ひょうご防犯ネット」では、県警察から身近に発生した犯罪情報や防犯情報などを登録している方にメールでお知らせしています。

●次のような情報を配信しています

- ・子どもや女性に関する情報、声かけ、つきまとい事案など
- ・ひったくり、路上強盗
- ・特殊詐欺
- ・県警察からのお知らせ



●空メールで簡単登録(無料)

support@police.pref.hyogo.lg.jpへ空メールを送信し、登録手続きを行ってください(hbnet@police.pref.hyogo.lg.jpからのメールが受信できるように設定してください)。

空メールの送信はこちらから▶



### 警察官募集



- ▶受付期間 4月8日(金)まで
- ▶試験日 第一次試験 4月29日(金)、5月3日(火)
- ▶採用予定人数 一般区分：男性227人、女性35人  
特別区分：サイバー捜査4人、武道4人
- ▶応募方法 県警察のホームページから申し込んでください。

ホームページはこちら▶



問 兵庫県警察官採用センター ☎0120-145-314 (平日午前9時～午後5時45分)

### 消費者トラブルで困っていませんか?

問(市)生活環境課

市では、商品や契約に関するトラブルや多重債務に関する相談窓口を設け、専門の相談員を配置しています。お困りの際は気軽に相談してください。

●原則として本人が相談してください

状況や経過などの詳細を聞きますので、トラブルに遭った本人から相談してください。お聞きした個人情報などは相談処理の目的以外に利用しません。本人からの相談が難しい場合は窓口にお問い合わせください。

●相談前に契約の書類などを揃えてください

相談前に、問題発生時の状況を整理しておいでください。約款、契約書、広告、インターネットが関係した場合は、その画面やURLの記録など、関係書類をできるだけ持参してください。

●消費生活に関する相談窓口です

個人間のトラブル、人間関係のトラブル、労働問題、相続や家族関係のトラブル、事業者の方からの相談は受け付けておりません。

毎月掲載している「消費生活相談Q&A」では実際にあった事例を紹介していますが、解決方法はそれぞれの状況によって異なります。トラブルに遭わないための参考にしてください。

商品や契約に関する苦情や多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時  
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

